

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第6回） 議事要旨

1. 日時

令和4年3月8日（火）13時00分～14時30分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室企画官、

4. 議事要旨

（1）ヒアリングの補足説明

事務局より、資料6-1に基づき、テレビ朝日ホールディングスの補足説明が代読された。

（2）地上テレビジョン放送事業者が保有される議決権比率と自社制作番組比率の関係

事務局より、資料6-2に基づき、説明が行われた。

（3）視聴者の視点による県域放送と広域放送の特徴

事務局より、資料6-3に基づき、説明が行われた。

（4）論点整理の方向性

事務局より、資料6-4及び資料6-5に基づき、説明が行われた。

(5) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【森川構成員】(事務局代読)

資料6-5のマス排の見直しの方向性のうち、衛星基幹放送関係に関してコメントします。このスライドには、認定放送持株会社によるBS放送支配について、現行の0.5トラポンという上限は変えないとしても、一時的に上限を超えた支配を行う場合に、一定期間内に圧縮技術を活用して上限内に収めることが確認できれば、特例として認める旨が記載されています。

これは、前回の検討会において伊東座長代理から御提案いただいた内容であると認識しておりますが、このような方向性に賛成をいたします。

御案内のとおり、映像圧縮技術は着実に進展しています。HEVCのみならず、VVCも今後使えるようになります。進化し続ける映像圧縮技術を導入することで、放送可能な番組数を大幅に増やすことができるとともに、新規参入の余地も生まれ、資料にも記されているように、放送の多様性・多元性を一層確保することにも役立ちます。

マスメディア集中排除原則の規定に映像圧縮技術の進展を適切に当てはめた案であって、個々の認定放送持会社における衛星放送事業の経営の選択肢や柔軟性を拡大する観点からも賛同いたします。

【大谷構成員】

事務局から詳細な資料と共に御説明いただきまして、ありがとうございます。整理していただいた論点についてコメントさせていただきたいと思います。

コメントの内容としましては2種類ございまして、森川構成員からの意見をお読みいただいたところですので、その点についてまず発言させていただければと思います。

今、森川構成員から賛成意見が述べられたところですが、衛星基幹放送につきましては、基本的に、事務局で整理してくださったこの案に私も賛成したいと思います。

ただ、その前提となりますのが、圧縮技術の導入コストが放送事業者にとって過大な負担にならないということ、それから、受信機そのものの普及にかかる期間には、一定の期間がかかるとはありますが、その十分な見通しがついているということが前提条件になるかと思えます。

この2つの条件がクリアできているのであれば、圧縮技術を上手に活用していくことによって、帯域の有効活用、そしてコンテンツの拡大といったものにつなげることが出来得ると思えますので、将来的に事業者が圧縮技術の導入を積極的に取り組めるように後押しする、こう

いった政策には賛成できます。

次に12ページのところですけれども、後半で述べている地域放送の確保について申し上げたいと思います。

放送番組の同一化の目的というのは、テレビ朝日様からも代読の形で御意見述べられていましたように、究極としては、番組の制作やコンテンツ制作に余力を生み出すことが狙いだということになります。そのために、マスター設備を共有するなどの効率化を進めるということが前提条件になってくると思います。

従いまして、放送番組の同一化は、単に同一化をしてよいという結論だけではなく、その同一化がどういう効果をもたらすための同一化なのかという政策目的を明らかにしなければならないと思っております。

また、放送事業者が放送番組の同一化をした際に、そういった政策目的の実現に寄与する形で、番組制作、それからコンテンツ制作に力を入れていただくという、効果が見える形で、将来的に検証ができる形でお示ししていただく、そしてそれを確認できる手段を備えていなければいけないと思っております。

もう一言だけ申し上げますと、地域放送の確保は、この検討会の総意でも、前回の議論を通して感じていたところなんです、具体的な仕組みというのはかなり注意深く立案していかなければいけないと思っております。

特に視聴者にとっては、特に問いかけされていない限り、放送番組が同一化されても気づくことは結構難しいのではないかと思います。放送事業者が公表するデータと、それから生活実感とか、それを照らして検証がなされるものだというふう期待するのは結構難しいものでありまして、視聴者に丸投げ、放送事業者に丸投げするということは、努力義務があったとしても効果が期待できないということになりかねないと思います。

仮に地域情報が確保されなかった場合に、それを是正するための仕組み、例えば、視聴者の意見を聴取する場を放送事業者が設けるなど、それから、行政が放送内容そのものに介入することは避けつつ、放送事業者自身のガバナンスによって見直し、PDCAが働くような仕組みになるように検討していくことが必要ではないかと思いました。

【長田構成員】

放送対象地域の見直しの方向性のところについては、私も視聴者の皆さんの御意見が大切だと思っていたのですが、放送局がきちんと継続的に放送を流していくための一つの選択肢として検討すべきだという整理については賛成できると思って読ませていただきました。

複数の放送対象地域でも地域情報の発信を大切にしていくというところで、マスメディアの隣接地域の考え方に準ずるということで、8ページを見てみると、例えば静岡県なのですが、静岡県の神奈川県寄りの方々は、どちらかという関東の情報が欲しいだろうと。

でも、今のこの御提案でいくと、静岡は長野・新潟・山梨・静岡というような考え方のところで隣接をしているということになるというふうに、なかなか選択肢が厳しいかなという気もしまして、この関東・中京・近畿広域圏を除いての隣接しか選べないというふうになっている理由について、御説明いただけるとありがたいなというふうに思いました。

そこが解決しないと、なかなかちょっと難しいかなとも思いましたので、よろしく願います。

【林構成員】

私からは何点かありまして、資料6-2につきましては、当方のリクエストに応じていただきまして、ありがとうございました。資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないことがよく分かりました。ありがとうございました。

2頁の赤字の最初のポツですが、マス排特例の一つである「認定持株会社の12放送対象地域制限」は撤廃してもよいのではないかと私も思っています。赤字2ポツ目の「兼営・支配を可能とする数は具体的にどのような数が適当か」という点についてですが、8頁の特定隣接地域特例が参考になるのではないかと存じます。と申しますのも、7頁の※印にあるように、特定隣接特例は「経営の選択肢を増やすため制度化」されたものですので、同じ理由付けが赤字2ポツ目に妥当するからです。

2ポツ目の赤字3つ目の点ですが、緩和を求める声が限定的でもあり、私も現状維持派なのですが、「同一放送対象地域内において、放送設備の共同調達や共同利用といったハード設備を核とした連携など」とありますが、そもそも同一放送対象地域内でも、マスター設備をはじめとする放送設備はかなり仕様に違いがあって、共同利用や共同調達が現実的にどこまで可能なのか疑問がございます。そのあたりも実態調査をしていただけましたら幸いです。

また放送対象地域については、私も放送対象地域そのものを変更するのではなく、現行の放送対象地域の例外として複数の県域の放送対象地域での番組の同一化を認める方向がよいのではないかと考えております。ポイントは、個別ケース毎に柔軟に番組を同一化できる地域を決めることができるようにするのが良いと考えています。と申しますのも、各系列毎に戦略も異なっているので、画一的に決めるのは妥当ではなく、12頁にありますように、個別放送事業者の取り巻く環境の違いに応じて柔軟に対応することが重要だと存じます。

地域情報の発信を確保するための仕組みですが、ここにあるように努力義務を設けることは賛成ですが、ここもポイントは、小さな経済圏の県の情報発信が減ることが懸念されます。何らかの手段により、ローカル情報の総量を定量的に維持していく仕組みが必要ではないかと存じます。

それから最後に、長田構成員からあった8ページの括弧の、関東・中京・近畿広域圏除くというところですけど、私も気になっていまして、この括弧のところは要らないんじゃないかという気もしていますので、その辺りの理由は、少しこれから吟味していく必要があるかなというふうに思っております。以上です。

【飯塚構成員】

放送対象地域の見直しにつきましては、経済合理性に基づいた経営の下で、いかに視聴者及びスポンサー様のニーズに応えて、かつ住民の生命を守っていくのかという、難しいかじ取りというものが放送に求められていると理解をしています。

その中で懸念されていることの1つというのが、複数県にまたがるインフラの共通化というものによって、放送番組が同一化ないしはCM番組の同一化を招いてしまう点であると理解をしています。

資料6-3でお示しいただきましたけれども、恐らく視聴者の属性というのは地域ごとに異なっていて、それぞれの地域性に応じて、県域に適した番組であったり、あるいは広域に適した番組作りというものが求められていると考えますし、場合によっては、時間帯によって県域放送を流す、あるいは広域放送を流すという柔軟な編成ということも考えられるかもしれません。

また、広告主の観点からしますと、広域で事業を行っていききたいというケースもあれば、県域に閉じたケースというものも考えられるかと思えます。

さらに、近年の自然災害というのが広域化する傾向にありますので、県域放送にとどまらず、県をまたいで広域での同一放送というものも、災害時においては、住民の方々の命を守るということで、非常に重要につながってくると考えられます。

従いまして、地域の多様性というのは共通の物差しで測ることができないということですので、それぞれの地域の特徴に応じて各ローカル局が最適な事業運営ができるように、経営の自由度を高めて、複数の選択肢を備えた柔軟な制度設計ということに賛成しておくことが必要、賛成をいたします。

これに伴って、放送番組の同一化に伴いまして、想定されている地域情報の発信の取組の見

える化ですけれども、規制が介入するというよりは、各ローカル局が視聴者や地域住民に対する責任として、自らの御判断で自主的に取り組んで公表するのが適切ではないかと考えます。また、こうした取組というのは、放送番組の同一化に関わらず、全てのローカル局が視聴者の皆様への責任として自主的に行っていくことが適切なのかと考えております。

いずれにしましても、ローカル局の過度な負担にならないように配慮しながらも、視聴者、地域の方々に対する責任をどうやって果たしていくのかということを考えていくことが重要と思います。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

長田構成員と林構成員からお話いただきました、資料6-5の8ページの特定隣接地域の特例の例外なんですけども、こちらは資料を見ていただきますと、隣接地域については他地域の3分の1規制が特例的にかからないということなんですけど、そのかからないという特例が、関東だとか中京だとか近畿の広域圏については一緒になってはいけない、という特例の特例があるということでもあります。

こちらについては、資本関係が結びつくことによって、いわゆる放送の多様性等が損なわれるおそれが強いのではないかと懸念が大きいので、広域圏についてはいわゆる隣接してやっても良いという対象から外しているということです。

ただ他方で、いわゆる同一地域ではなくて、その他地域について、あまり影響がないということであれば、こういった広域局について除いていることについても検討の対象にはなってくると思う一方で、これに対する実需、ニーズをこれまで聞いたことがありません。なぜ聞いたことがないかというと、広域につきましてはいわゆる認定持株会社制度を使って、一つの資本関係を、認定持株会社の下で資本関係を強化していくというやり方が可能なので、この隣接特例について、広域局と一緒にというニーズについては顕在化しにくいのかなと考えております。

例えば、静岡県は、純粋に隣接する県は愛知、長野、山梨、神奈川という4県が隣接しているわけなんですけども、このうち愛知については中京広域圏、神奈川県については関東広域圏になってしまうので、先ほどの例外の例外規定があるので、ここと一緒にすることができない。結果的に、4引く2で長野県と山梨県が残って、この3県については一緒にすることができるので、静岡を中心にすると長野と山梨と一緒にすることができる。もしくは、長野県を中心にすると、山梨、静岡に加えて新潟と一緒にすることができるということかと思えます。

次に、大谷構成員からお話があった放送対象地域で、複数の放送対象地域で番組を同一化す

るときに、何らかの措置が必要だということについて、今の事務局の案で書いてあるところに
加えて、やはり、その検証を事業者、視聴者に丸投げするのではなく、他方で行政が介入する
ことを避けつつ、しっかりと事業所が言ったことをPDCAを回して検証できるような仕組
みが必要だということかと思えます。

これも、つくり方でそのような工夫をすることが可能かと思うのですが、やはり具体的に考
えると、様々なやり方、バリエーションがあるかと思えますので、この辺り、先生方の御意見
も引き続きお聞きしつつ、内容を具体的にしていきたいなと思っております。

【長田構成員】

特定隣接地域の特例の例外について、静岡の例について、それは理解しているのですが、こ
れから今後の仕組みを考えていったときに、どうしても静岡県にはその選択肢しかないとい
うのが、少し残念だということをお願いしたかった。それはほかの地域でもあり得ることで、
新潟とかでもそうだと思うんですけども、広い県内で、山形寄りに住んでいらっしゃる方があ
ったり、長野でも大丈夫という方もあったり、どこかに生活圏と圏域が一致していないので
はないかという御指摘があったと思うんですけども、そういう意味でも、じゃあどことの組
合せがその生活圏にぴったりなのかというのは、かなりいろいろ差が出てくるだろうと思
って、絶対に駄目なんですねという、残念ですという話です。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

ただ、今回議論いただいたとおり、その他地域における規制というのは、そこまで多様性を
損なわないのではないかと御議論をいただいておりますので、今回の検討会でどこまでや
るかというのは置いておいても、検討の余地があることは間違いなく感じております。

【奥構成員】

御説明ありがとうございました。マスメディア集中排除原則の見直しの方向性と放送対象
地域の見直しの方向性について、基本的に賛成です。経営選択肢を増やすという形で進めてい
ければと、総論としてまず申し上げます。

特に、放送対象地域の見直しの方向性については、例えば3県を同一放送地域にした場合、
気になるのはローカル放送として今までそれぞれのエリアで放送していたものが、放送面積
として少し狭くなるのではないかと懸念です。そこをいかに工夫してやっていくかとい
うことかと思えます。

前回のマル研さんからもお話がありましたが、自社制作比率ということだけではないという指摘もあったとおりで、私は今回、どのようにPDCAを回すかというときに、総務省としてチェックするというのではなく、放送局が軸になって放送局ブランドを維持することだと思います。各エリアにおける放送局というのは、そこに住んでいる人々にとってのまさにランドマークです。局舎そのもの、スタジオ・人・イベントもそうだと思います。

放送局ブランドということをはいかに維持できるかということ念頭に置いて、番組だけではなく、報道拠点というだけでなく、ありとあらゆるリソースをいかにうまく回せるように工夫をしていただくかということ、ぜひやっていただければというふうに思います。

先ほどお話のあった資料6-5の7ページと8ページの図、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考にということですが、エリアが本当に隣り合っているかどうかや、あるいはブロックでの境界線を考えると、選択肢は狭くなります。系列によっては、それぞれの県において放送局がないところもあるわけで、この組合せのパターンは系列によって異なると考えられます。

以上のことも含めて、放送番組の同一化を可能とする地域についてかなり柔軟な設計にして、選択肢の幅を広げていければと思います。

【落合構成員】

まず1つが、資料6-5の、3ページのほうで衛星基幹放送の関係がありますが、これは前回も伊東先生からも御発言があったところだと思いますが、今後、圧縮技術が発展していくことが考えられる中で、5年ですとか10年の期間内にある一定の進展が見込める範囲で、今の0.5というものに限らず、もう少し広い幅でチャンネルを保有していただくことについて、御検討をいただければと思います。

第2点ですが、先ほどの8ページの関係で特定隣接地域特例の議論がありました。前回までの会議でも発言させていただいておりましたが、持株の場合に限らず、隣接県特例に限らず連携ができるようにしていただくことは重要だと思っておりますので、そういった形で御検討いただければと思っております。

最後に、資料6-5の、12ページの関係で、こういった形で地域の情報を発信していくようにできるかということがあります。そういった自主制作に係るような部分というのをどうやって確保していくかという議論は重要だと思っておりますが、一方で、使われるような制度で緩和をしていかないと、これまでもいろいろな制度改革では、放送に限りませんが、使いにくい制度にしてしまうとどうしても、せっかく御提案いただいたのに使われないことが出て

きてしまうと思います。特定の方策に限らず、努力義務として、しっかり情報の発信ができるように担保される措置を取っていくことが必要だと思います。しかし、個別の声を聞いていくという形よりは、また別な方法で担保できるような方法を検討していくことが重要で、具体的な方策については、やはり放送事業者の取組に委ねつつ、しっかり目標を持っていくことが重要なのだろうとっております。

【山本（龍） 構成員】

私のほうは具体的な提案ということではございません。私は憲法学が専門なんですけれども、憲法で地方自治というのが掲げられており、この地方自治の一つの要素になっているのが住民自治ということになると。

この住民自治のためには、住民が、まさに地域の民主主義のために共同体としての意識をもつことがやはり重要になってくると。この共同体としての意識というものを作り出していくというのが、ある種放送で、共同体の単位と放送の単位とが一致する必要があると思います。

ですので、経営の目線というのも非常に重要で、これは本当に大変重要なことだと思いますが、住民自治、あるいは共同体としての意識ということ、絶えず議論の中に組み込んでいくということ、それは地域の目線ということかもしれませんし、公共性ということかもしれませんが、意識していく必要があるのではないかとというのが1点です。

また、この点で、やはり自治の単位、住民自治の単位と、放送の単位とが一定程度一致するというのも重要ですので、この自治の単位と放送・情報の単位というものが一定程度合うということをどう確保していくのか。まさにこれは地域情報の確保ということだと思いますけれども、ここはやはり極めて重要なことなのではないかと思っております。

ですから、まだ具体的な仕組みについての検討は始まっていないと思っておりますけれども、この仕組みをどうつくっていくのかということが非常に重要であるということは、ここで強調しておきたいと思っております。

この点、長田構成員のおっしゃっていることも非常によく分かるんですが、例えば静岡県を例にすると、神奈川県寄りの静岡県民と、愛知県寄りの静岡県民といらっしゃる。そうすると、例えば愛知県寄りの静岡県民は愛知の情報を知りたいというところもあるだろうし、神奈川県寄りの静岡県民は神奈川の情報を知りたいということもあると。そういう多様なニーズというお話だったかと思うんですが、私がお話しした先ほどの自治の単位でいくと、神奈川県寄りの静岡県民も、これは自治の単位としては静岡県になってくる。そうすると、例えば静岡県の県

知事選挙があったときには、神奈川県寄りの静岡県も、これは静岡県の知事選挙に関する情報を知らなければいけないということになってくると思います。

ですので、こういった県の自治を担保するための情報をどういうふうに確保していくのか。県を一つ単位とした情報の確保も重要になるのではないかと思います。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

落合構成員の2つ目のポイント、恐らく具体的な方策というのを事業者に委ねていくほうがいいのではないかという点については、大谷構成員がおっしゃった、事業者、視聴者丸投げではなくて、ある程度ちゃんと見える形でPDCAを回していくというところと、やはり2つのポイントのバランスをうまく取っていくというところが重要かなと思っております。

ですので、この辺りを本日、さらにほかの構成員の方々の御意見も聞きながら、何がしか整理の紙としては、事務局として提案することができればいいかなと思っています。

山本龍彦先生のお話、地方自治の単位とやっぱり一定程度重なっていくことが重要であり、きちんと意識をすべきというお話かと思えます。ごもっともかと思えます。

ですので、少なくとも放送対象地域そのものは県単位となっているわけですが、これを特例的に複数の県、複数の地域において、今回は同一番組を認めるかどうかというお話だと思えます。

当然ながら、県の途中で、ここの県の半分までとかということにはならないわけですし、あくまで、今ある放送対象地域、県を単位としてやっていくということかなと思っております。

【伊東座長代理】

資料6-5の2ページと3ページにつきましては、前回申し上げた私の意見も酌み取っていただいております、全体として特段の異議はございません。

感想めいた発言になりますが、2ページの同一放送対象地域内での緩和につきましては、放送局のハード面、特に送信業務や中継等に注目していただくと、その趣旨をある程度御理解いただけるのではないかと思います。

先ほど林先生から、同一放送対象地域内の放送局で、マスター機能の統合というのは難しいのではないかと御発言があったと思えます。これにつきましては、本検討会の第1回会合の際に、私、若干発言させていただいております、マスター機能については系列局の方向で、極端に言いますと1か所にマスター機能を集約して、そこに系列の各放送局がリモートで入って編成作業をする。そういったことも経済合理性から考えられるのではないかと申し上げ

たように記憶いたしております。

つまり、マスター等で行うような番組の編集や編成といった作業は、ハード・ソフトの分離や一致という観点からいたしますと、むしろソフト側に位置するハードウェア装置であるように思います。

例えば衛星放送を考えていただきますと、BS放送の場合は認定された各放送事業者さんが番組を制作、調達、編成し、それ以降はB-SAT社というハード会社（基幹放送局提供事業者）に渡して、伝送の部分を受け持ってもらっている。こうしたイメージを持って地上放送を見ていただくと、そのハード部分に関しては同一の放送対象地域内での関係が強くなるのではないかという意味合いでございます。

先日、作業チームでの検討も開始されましたが、その検討の主対象であるミニサテライト局につきましては1つの設備を複数の放送局が共同で利用しています。同一放送対象地域内の放送局間の関係が強化されれば、ミニサテの更新や代替についての議論も、よりスムーズに進められるのではないかと考えております。

その一方で、現状はというと、ハード・ソフト一致の特定地上基幹放送事業者という立場でございますので、現時点では同一放送対象地域内でのマス排の緩和について具体的なニーズが顕在化しにくい状況にあることも、十分理解いたしております。

次に、3ページに記載されている衛星基幹放送関係でございますが、保有できるトラポン数の上限の緩和については難しいとしても、新しいサービスや新しい技術の導入を先導することもBS放送に課せられた使命の一つだと思いますので、そのような点を含め、BS放送の活性化に積極的に取り組まれる放送事業者の活動を応援できる、そういった利用しやすい制度になることを期待いたしております。

【山本（隆）構成員】

12ページの後半の、地域情報の発信を確保する仕組みについて述べます。画一的に基準を全ての事業者に対して当てはめることが難しいのですけれども、放送番組を同一化した結果として、どのような影響・効果が発生したかをモニタリングする必要はあると思います。現在、赤字のところ「計画や取組状況を自らが公表する仕組み」とありますけれども、計画と、定期的な報告書の公表、すなわち、放送番組の同一化が放送番組の内容等の地域性にどのような影響を与えているか、あるいは地域性を確保するためにどのような取組が行われているか、あるいは経営に対してどのような効果があったかというような、同一化の影響・効果を定期的に報告していただくことが、この制度を変えるときにモニタリングの仕組みとして重要ではな

いかと思います。

その際に、何について、どのような基準で公表し、モニタリングをしなくてはいけないかを、事細かに決めることは適切でないと思いますけれども、モニタリング・公表の仕組み自体は、ある程度制度化していくことが考えられると思いました。

【林構成員】

各論的な個別論点というよりは、総論的な話なのですが、気になることがありまして、本検討会のある意味主役であるローカル局様の意見表明が少ないように思っておりまして、もちろんこれまでも、有志の意見表明や民放連のプレゼンテーションもございましたが、ややローカル局様の多様な声や意見をくみ取る機会をなんとかして確保できないかなと思っております、その辺り、事務局や座長のほうで工夫いただけないでしょうか、というリクエストでございます。

【三友座長】

大変重要な視点だと私も思います。ローカル局さんの意見がこの場で反映できていないという危惧がございます。ただ、この検討会の場で意見を表明してくださいと言っても、ローカル局さんもお立場もありますので難しいところもございます。実は私が今週、愛媛のほうに参り、ローカル局の皆さんとお話しする機会をつくっていただきました。

そうした試みとともに、何らかの形でローカル局さんの声を、なるべくこの会議の中に反映できるような仕組みをできないかということは、私も常々考えております。

今回は私が出向きますが、場合によっては構成員の皆様も含めた、何か議論の場などができればと思っております。ただどこまで実現できるか、これは事務局とも相談しながら進めていきたいと思っております。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

今はコロナということもあり、あまり大勢で行くことは難しいかと思っております、また受け入れていただけるような地域がありましたら、人数等どう決めていくのか、また御相談させていただければと思います。

併せて、各ローカル局に対しては、我々からも事あるごとにこの検討会について、御意見がありましたらお願いできませんかということをお願いしているのですが、先ほど三友先生からありましたとおり、なかなか、ここで御説明いただけるようにはなっていないわけですが、

この場を借りて、もしそういう御要望がありましたら、事務局のほうまでお寄せいただければと思います。

【三友座長】

いろいろ努力は続けておりますので、もちろん機会がありましたら、また構成員の皆様にも、そういう場を提供させていただければと思いますし、この検討会の様子を傍聴されておりますローカル局の皆様も、もし我が地域へという御要望がありましたら、お声をかけていただければ、こちらから参りますので、ぜひ事務局にお声をかけていただければと思います。

【奥構成員】

お時間がありますので、今日の本筋であるマス排や放送エリアの統合とは別の話をさせていただきます。

検討会第1回の際に私が御説明した後、「日本の広告費2021」が発表になっていますので、ぜひデータを見ていただきたいと思います。地上波テレビ広告費はコロナ禍前の前々年比99%まで回復しました。インターネット広告費の拡大による後押しもあり、総広告費の名目GDPに対する比率も上昇しました。ネット側にコンテンツをどのように出していくかというデザインが非常に求められている環境になっていると感じます。

今までの議論を拝聴していて、本検討会でのキーワードは「情報空間」という言葉であると考えています。情報空間に放送コンテンツを、もともとの放送と同じものを出すことに加えて、インターネット向けのオリジナルのコンテンツを出していく必要があるということが一点目です。

もう1点はNHKの社会実証実験の件です。4月から行われると伺っております。この結果を今後ご紹介いただく機会が設けられると思います。社会実証実験は、アンケートによる調査と比べて、非常にしっかりとしたデータが出てくる事が期待されます。できましたら、社会実証実験を実施する前に、どんな仮説に基づいてどんなふうに調査されるのか全体のお話をいただけるような機会がありましたら、ぜひともお願いします。

【日本放送協会 松坂専務理事】

社会実証については、今、準備を進めております。ハード面のことなど、なかなか難しい点もあるんですが、どういう形でできるか、めどが立った時点で御説明したいと思っています。なかなか一回だけでは、設定しているテーマなどについて対応できない可能性もありますの

で、全体的にどのような考えで実証に臨もうとしているのかということも含めて、どこかでお話しできればということで、総務省の事務方とも調整させていただきたいと思っています。

【落合構成員】

今日の論点と別の点ですが、全体的な点についてです。ここで議論している中で、継続的に放送事業者が残っていただくことを通じて何を実現したいのかといえば、山本先生もおっしゃっていただいたような民主主義の基礎という部分もあると思いますし、純粋にローカルなコンテンツをその地域の方に楽しんでいただけるようにしていくといったところがやはり最終的な目標であることは間違いなくと思います。言ってみれば、それは一種、自主制作比率のようなものが、どのようにPDCAを回していくかはあるとして、上がっていくことを最終的には期待したいというところにあるのだろうとようには思っております。今回、この規制緩和の部分を整理したら終わりというだけではなく、どうやってよりよいコンテンツが、地域に根差したものも多く、日本の中で今後の社会変化の中でも残していけるかをしっかり議論していくことが、個別の規制の問題にかかわらず非常に重要なテーマと思っております。

【林構成員】

事務局の資料で、経営基盤強化計画認定制度、12ページについて、制度はあるものの、なかなか実務では使いにくいであるとか、あるいはこれはラストリゾート、最後の手段だということをよく聞くんですけれども、一番最初にこの制度の紹介があったと思うんですけれども、その背景には、手続がなかなか重々しくて、電監審の認定や総務大臣認定、あるいは計画をつくって提出しなければならないとか、非常に手間もかかるということだというふうに理解しているのですが、この認定制度の使いにくさが仮にあるとすると、どういう理由であるとか、どういった点に使いにくさがあるのかとか、そういったものが、もし事務局のから追加で御説明いただきますと、ありがたいなというふうに思ったところでございます。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

事務局からというよりは事業者側から聞いたことということになりますが、テレビ朝日ホールディングスの藤ノ木取締役もこの前、ある程度おっしゃっていたかと思うのですが、1点目は事前の認定の手続が必要ということで、いざというときに認定されるのかどうか、その透明性が明らかになってない、不透明だということがあるとおっしゃっていたと思います。

あともう1点は、実施計画について、認定するときの計画は当然出しておく必要があるのですが、その後、認定期間の間、毎年度、実施計画を国のほうに、総務省に提出をしないといけないということで、ある意味それが国の関与、そして、総務省として特に何か介入するつもりはないわけですが、何らかの介入のおそれがあるというふうなことを、テレビ朝日ホールディングスから御説明されていたかと思っております。

そういう意味では、やはり手続として透明性が明らかではないという点が一番使い勝手が悪いのではないかと、事務局としては受け止めたところであります。

【三友座長】

手続が不透明で、経営の選択肢の柔軟性という点からも使いにくいということだったと思うのですが、これは、制度の改善によって手続の不透明性を改善すれば何かなりそうだという気もしたのですが、この制度自体の改善では、なかなか修正できないということなのでしょうか。

【事務局（飯倉放送政策課長）】

やはり、認定という仕組みとすれば、そこは一定の行政の裁量の余地があるのは仕方ないと思っております、それが難しいということで使い勝手が悪いということであれば、そこ自体を改善することは難しいとは思いますが。

また、認定期間内において毎年実施計画を作成することについて、その点を一定の関与だと言われてしまうと、そういった手続を省くということもあるのかと思うわけですが、今回の12ページで示させていただいたとおり、この経営基盤強化認定制度の目的と今回の目的とを切り分けて、それぞれ違うツールで対応していくというふうに考えるほうが素直なのかなと、事務局としては現在考えているところです。

【林構成員】

よく分かりました。この制度に代替させるというよりは、相互補完で、追加でもう1つ制度があって、それぞれの制度の良いところを補完しながら、経営の柔軟性なり選択肢を増やすという趣旨だというふうに理解しました。

【山本（龍）構成員】

2点申し上げます。1点は先ほど落合構成員がご指摘いただいたこと、本当に地域コミュニ

ティというのをつくっていくという、公共的な役割というものをどういうふうの実現していくのかという政策目標を絶えず意識するということは重要だということです。

2点目は、自社制作の、例えば番組の比率などを見える化していくという取組も重要だと思いますが、同時並行的に、自社制作の番組を作っても、見られなければ意味がないということがありますので、この「見られる」ということをどう今後確保していくのかということも重要だろうと思います。

アクセシビリティということかもしれませんが、例えば自社制作の番組については、動画プラットフォームに優先的に、非常に目立つようなところに置いてもらうとか、今後サイネージのようなものができると、公共交通機関や公共施設のサイネージで優先的に流してもらうとか、そういう形で、作る比率だけではなく、作ったものをちゃんと見られるという、アクセシビリティをどう確保していくのかというようなことまで、考えていく必要があるのではないかと思います。

(6) 閉会

三友座長より、週内に愛媛に出張し、放送事業者と意見交換を行う旨連絡があった。事務局より、第7回会合については、令和4年3月14日(月)16~18時に、WEB開催で予定している旨連絡があった。

(以上)